

債券運用に係る見積依頼等参加資格実施要領

この要領は、四国中央市公金の債券運用取扱要綱に基づき、四国中央市の基金の確実かつ効率的な債券の運用を図るため、債券運用についての発注依頼及び見積依頼（以下「見積依頼等」という）の参加資格について、必要な事項を定める。

1. 受付期間：令和8年9月11日(金)～令和8年10月9日(金)まで。
ただし、閉庁日を除く。

2. 提出方法及び提出先

- (1) 提出部数：1部
- (2) 提出方法：郵送（郵便、信書便等）または持参のこと。
- (3) 提出先：四国中央市役所 会計課（庁舎棟1階）
〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
- (4) TEL：0896-28-6041

3. 参加資格審査

債券運用に係る見積依頼等に参加を希望する者は、市長に見積依頼等参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び取扱債券一覧表並びに官公庁実績調書に以下に示す関係書類を添え、申請しなければならない。

- (1) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。
- (2) 印鑑登録証明書（申請日から起算して過去3か月以内の証明日であること。）
- (3) 消費税及び地方消費税、法人税の納税証明書（電子納税証明書（PDF）を画面印刷した証明書でも可）
- (4) 市税の完納証明書（固定資産税・市民税の特別徴収等の市税の納税義務者の場合）
(3)・(4)については申請日時点で未納がないことの証明が必要。
- (5) 決算書（直前1年度分）
- (6) 会社概要（資本金・本社所在地・設立年月日等を記したもの。会社紹介パンフレットでも可）
- (7) その他市長が必要と認める書類

申請者は、見積依頼等事務に支障がある場合は、委任状（約定等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること。自社様式でも可）により、受任者を定め、見積依頼等事務の一切の事務を委任することができる。

市長は、提出された申請書等に基づいて、次頁記載の4.見積依頼等参加者の指名(1)から(5)までを満たしているかを審査し、見積依頼等参加資格の有無を認定し、資格を有すると認めたもの（以下「有資格者」という。）又は資格がないと認めたものに、それぞれ必要な通知をするものとする。なお、4.見積依頼等参加者の指名(6)については、見積依頼等の案内の都度、市長が判断する。

また、有資格者は、次に掲げる申請事項に変更があったときは、速やかに、見積依頼等参加資格審査申請書変更届及び取扱債券一覧表に市長が指定する書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称（受任者を含む。）
- (2) 所在地・電話・FAX・メールアドレス（受任者を含む。）
- (3) 代表者職氏名又は受任者職氏名
- (4) 実印又は使用印
- (5) 取扱債券
- (6) その他市長が必要と認める事項

なお、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑登録証明書については、認定された有資格者で変更がない場合は、更新時の申請については、写しも可とする。

4. 見積依頼等参加者の指名

債券の購入に係る見積依頼等に参加できる者は、次の要件（１）から（３）のいずれかを満たし、（４）から（６）のすべてを満たす証券会社及び金融機関とする。

- (1) 指定金融機関、指定代理金融機関及びこれらのグループ会社。
- (2) 市内に本・支店・出張所等を有する証券会社のうち、規模、税収及び緊急時の対応等諸状況を客観的に判断し優れているもの。
- (3) 県内に本・支店・出張所等を有する証券会社のうち、規模、税収及び緊急時の対応等諸状況を客観的に判断し優れており、かつ国債市場特別参加者となっているもの。
- (4) 債券の売買について十分な実績があること。
- (5) 消費税及び地方消費税、法人税、本市が課税するすべての市税を滞納していないこと。
- (6) 見積依頼等日前３ヶ月以内に金融庁から業務停止命令等の行政処分を受けていないこと。